

国際医療コーディネーター育成研修について

(目的)

第1 医療機関の受入余力を活用して外国人患者に日本の医療サービスを提供し、地域医療に影響を及ぼさない範囲で医療ツーリズムを推進するため、外国人患者の受入れに重要な役割を果たす国際医療コーディネーターの育成研修を実施する。

また、医療ツーリズムを実施している医療機関の先進事例等を通じ、県内の医療機関において医療ツーリズムに対する理解が深まることで、医療ツーリズム実施医療機関及び訪日外国人患者が着実に増加することを目的とする。

(業務内容)

第2 受託者は、県内の医療機関における次に掲げる人材の育成に資するため、別紙を内容とした研修を実施する。

- (1)外国人患者の受診環境整備や患者・家族及び医療スタッフの支援を行うコーディネーター業務を担当する人材
- (2)外国人患者に対して受入れ医療機関のマッチングや治療費の支払い代行、通訳派遣、その他患者受入れに関わる一連のサービスを提供できる人材

(受講者の募集)

第3 受託者は、県内の医療機関に対し、本研修の受講者の募集及び受付を行う。

なお、募集の際には、本研修の受講者に対し、愛知県が認証等を行うものではないことを明示する。

(受講者)

第4 受講者数は最大30名程度とする。

なお、定員を上回る応募があった場合は、応募者の所属機関における医療ツーリズム受入れ実績（人数、国籍等）、将来的な受入れ意向、規模（病床数等）、診療科、及び県内の地域バランス等を考慮し、愛知県と協議の上で受講者を決定する。

(会場)

第 5 受託者は、公共交通機関のアクセスが良い名古屋駅周辺に研修会場を確保する。

(費用負担)

第 6 受託者は、第 5 に定める会場の確保に伴う借上料・光熱費、本研修の講師に対する旅費・謝金等を始め、本委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費を負担する。

(再委託の禁止)

第 7 再委託はしないこと。

(担当者)

第 8 受託者は、委託期間中は委託業務の全般を把握し、愛知県との窓口となって全体的な調整を行う担当者を置く。

(報告)

第 9 受託者は、事業の終了後は速やかに、研修の実施報告書 3 部を知事へ提出する。

なお、これ以外にも愛知県から指示があった場合は、適宜報告する。

(雑 則)

第 10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

【スケジュール (イメージ)】

平成 29 年 7 月 受講者の募集開始
9 月 受講者の募集終了、受講者決定
11 月 研修実施
12 月 実施報告

(別紙)

内 容	時間 (目安)
講義① 「医療の国際化の動きと最新情報」 「外国人医療の歴史・支援の理念と視点」 「組織におけるコーディネーターの位置づけ・取組の可能性と課題」 「医療ツーリズムのモデルケース（マッチング～受入れ～フォローアップ）」	60分
事例検討 「訪日を支援する企業の活用（連携事例）」 「遠隔通訳プログラムの活用（連携事例）」	60分
演習（5グループ程度） 「ビザ（査証）」 「医療通訳」 「国籍・文化の違いによる注意点」 「未収金発生防止」 ※その他、トラブル例と対策・予防法	110分
講義② 「外国人医療における法的な問題とその予防」	30分

- ・ 開始及び終了時に愛知県から挨拶
- ・ 適宜、質疑応答の時間を確保
- ・ 研修期間1日（平日の5時間程度。休憩除く）